

(別紙)

森林計画情報閲覧（複製）申請者周知事項

- 森林計画情報は、申請書に記載した目的以外に使用してはならない。
- この森林簿は実測によるものではなく、地域森林計画樹立のため間接調査法により作成したものであって、所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積及び木竹の評価等を証明するものではない。また、森林簿の情報（所有者名、樹種、林齢、材積等）は、現況と異なる場合がある。
- 複製により得た森林計画情報は、管理者の許可無く再複製してはならない。
- 複製により得た森林計画情報は、申請者以外による使用を防止するため、適切な方法により廃棄しなければならない。
- 森林基本図は、昭和30年代に作成したものもあり、現況と異なる場合がある。

森林計画情報複製注意書き

森林簿の場合

「この森林簿は実測によるものではなく、地域森林計画樹立のため間接調査法により作成したものであって、所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積及び木竹の評価等を証明するものではない。また、森林簿の情報（所有者名、樹種、林齢、材積等）は、現況と異なる場合がある。」

森林計画図の場合

「この森林計画図は実測によるものではなく、地域森林計画樹立のため間接調査法により作成したものであって、所有権等土地に関する諸権利、所有界、面積について証明するものではない。」